

平成23年3月18日  
東 北 電 力 (株)

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置の対象市町村の拡大について

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申しあげます。

当社は、平成23年東北地方太平洋沖地震により災害救助法が適用された市町村およびその周辺地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

(平成23年3月12日、3月13日、3月14日 お知らせ済み)

このたび、平成23年3月11日付で、福島県の12町村に災害救助法が追加適用されたことを踏まえ、電気料金等の特別措置の対象市町村を拡大することとし、平成23年3月18日に経済産業大臣へ対象市町村の追加申請を行い、同日認可されました。

これにより、同措置の適用対象市町村は156市町村<sup>\*1</sup>となります。

なお、電気料金等の特別措置の内容は、下記のとおりです。

記

1. 電気料金の早収期間<sup>\*2</sup>および支払期限<sup>\*3</sup>の延伸

被災されたお客さまの平成23年2月（ただし、早収期限日が3月11日以降となるものに限ります。）、3月および4月分の電気料金の早収期間および支払期限をおのの1ヶ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、6カ月間に限り、電気料金（不使用料金<sup>\*4</sup>）は受けません。

3. 工事費負担金<sup>\*5</sup>の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成23年9月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は受けません。

4. 臨時工事費<sup>\*6</sup>の免除

被災されたお客さまが、平成23年9月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は受けません。

5. 被災されたお客さまの電気施設の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成23年9月末日までは受けません。

6. 被災されたお客さまが、平成23年9月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料※7は受けません。

(注)

※1) 電気料金等の特別措置の適用対象市町村（156市町村）

■災害救助法適用市町村（130市町村）

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県：全市町村（34市町村）

宮城県：全市町村（35市町村）

福島県：全市町村（59市町村）

■隣接市町村（26市町村）

青森県：三沢市、上北郡六戸町、三戸郡五戸町、同郡階上町、同郡南部町、  
同郡三戸町、同郡田子町

秋田県：鹿角市、仙北市、大仙市、横手市、湯沢市、仙北郡美郷町、  
雄勝郡東成瀬村

山形県：尾花沢市、東根市、山形市、上山市、米沢市、最上郡最上町、  
東置賜郡高畠町、西置賜郡飯豊町、西置賜郡小国町

新潟県：三条市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

※2) 早収期間は、検針日から数えて21日間

※3) 支払期限は、検針日から数えて51日目

※4) 不使用料金は、基本料金の半額

※5、6、7)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、当社に対してお客さまよりご負担いただくものをおいいます。

■被災されたお客さまからのお問合わせ先

詳細につきましては、別紙に記載のコールセンターまたは当社事業所窓口までお問い合わせください。

以上

(別紙)

被災されたお客さまからのお問い合わせ先

《お問合せ窓口》

コールセンター Tel. 0120-175-466

《お申し込み窓口》

- 八戸営業所お客さまセンター（八戸市大字堤町11番2号）
- 二戸営業所お客さまセンター（二戸市福岡字五日町20）
- 久慈営業所（久慈市門前第4地割1番1号）
- 盛岡営業所お客さまセンター（盛岡市紺屋町1番25号）
- 宮古営業所お客さまセンター（宮古市築地二丁目2番33号）
- 遠野営業所（遠野市大工町3番34号）
- 花北営業所お客さまセンター（北上市本通り四丁目11番12号）
- 釜石営業所お客さまセンター（釜石市大町一丁目1番7号）
- 大船渡営業所（大船渡市盛町字内の目11番10号）
- 一関営業所お客さまセンター（一関市田村町8番10号）
- 横手営業所お客さまセンター（横手市前郷二番町11番24号）
- 気仙沼営業所お客さまセンター（気仙沼市八日町二丁目1番15号）
- 栗原登米営業所お客さまセンター（栗原市築館伊豆一丁目11番1号）
- 古川営業所お客さまセンター（大崎市古川中里一丁目4番11号）
- 石巻営業所お客さまセンター（石巻市末広町3番1号）
- 仙台北営業所お客さまセンター（仙台市泉区八乙女四丁目5番1号）
- 塩釜営業所お客さまセンター（多賀城市鶴ヶ谷一丁目11番1号）
- 仙台営業所お客さまセンター（仙台市青葉区中央四丁目1番6号）
- 仙台南営業所お客さまセンター（仙台市若林区沖野二丁目5番10号）
- 岩沼営業所お客さまセンター（岩沼市樋橋1番37号）
- 白石営業所お客さまセンター（白石市字半沢屋敷前138番1号）
- 新庄営業所お客さまセンター（新庄市大手町1番20号）
- 天童営業所お客さまセンター（天童市天童中一丁目4番1号）
- 山形営業所お客さまセンター（山形市本町二丁目1番6号）
- 米沢営業所お客さまセンター（米沢市門東町三丁目2番40号）
- 福島営業所お客さまセンター（福島市置賜町2番35号）
- 相双営業所お客さまセンター（南相馬市原町区三島町二丁目41）



› NTT東日本トップへ戻る 809

検索

(報道発表資料)

平成23年3月12日  
東日本電信電話株式会社

## 「平成23年東北地方太平洋沖地震」に伴う電話料金等の取扱いについて

このたびの「平成23年東北地方太平洋沖地震」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。NTT東日本は、このたびの平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、被災および避難されたお客様の電話料金等の取扱いを次のとおりとします。

### 1. 電話サービスの基本料金等※1の取り扱い

このたびの被災による設備故障で電話がご利用できなかったお客様および避難指示、避難勧告等によって実態的に電話がご利用できなかったお客様について、その期間※2の基本料金等を無料とします。具体的には下表のとおり取り扱います。

対象	無料期間
当社の設備故障が原因で電話等がご利用できなかったお客様	電話等がご利用できなかった期間
避難指示、避難勧告によって電話等がご利用できなかったお客様	避難指示、避難勧告が発出されてから解除までの期間
災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、被害に遭われ実態的に電話等がご利用できなかったお客様 (お客様からの申出が必要です。)	実態的に電話等がご利用できなかった期間

※1 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

※2 電話等がご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に無料日数を計算します

### 2. 移転工事費の取り扱い

お客様からのお申し出により、この度の被災による仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料※3とします。

※3 他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

### 3. 電話以外の電気通信サービスの取り扱い

電話サービスに準じた取扱いとします。

### 4. 電話料金の支払期限の延長

被災されたお客様から申し出があった場合は、支払期限を延長します。

(注) 口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動的に口座引落しとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせて頂きます。

### 5. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

NTT東日本 料金お問合せ受付センタ

東北・北海道エリアのお客様:0120-032277

関東・甲信越エリアのお客様:0120-002992

(受付時間:午前9時~午後9時 「土日・祝日含む」)

報道発表資料に記載している情報は、発表日時点のものです。

現時点では、発表日時点での情報と異なる場合がありますので、あらかじめご了承いただくとともに、ご注意をお願いいたします。

NTT

ドコモからのお知らせ

## 東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震に伴う支援措置について

2011年3月15日

このたびの東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

NTTドコモは、このたびの震災に伴う災害救助法の適用地域における以下の地域(岩手県・宮城県・福島県・青森県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県・新潟県の一部地域)で被災されたお客様に対して、以下のとおり支援措置を実施いたします。

### 1. 料金お支払い期限の延長

携帯電話などのご利用料金をドコモショップ、コンビニエンスストア、金融機関の窓口でお支払いただいている場合、2011年3月ご請求分(2011年2月ご利用分)について、請求書のお支払い期限を、1ヶ月間延長します。

※ 口座振替・クレジットカードによるお支払をご利用のお客さまは、自動的に口座引き落としとなることから、対象外となります。

### 2. 故障修理代金の減額

破損・故障した携帯電話機の故障修理代金を半額とします。2011年4月11日(月曜)まで、災害救助法適用地域のドコモショップにて対応します。

### 3. 水濡れケータイデータ復旧サービスの無料化

通常、データ復旧成功時にいただく5,250円を無料とします。2011年4月11日(月曜)まで、災害救助法適用地域のドコモショップにて対応します。

※ 水濡れケータイデータ復旧サービスとは、携帯電話機が水濡れにより電源が入らなかった場合、FOMA端末から、電話帳やメールなど携帯電話機内に保存されているデータを復旧してCD-Rに記録しお客様へお渡しするサービスです。

※ お客様よりお預かりした携帯電話端末の水濡れの状態によっては、データ復旧ができないまたは一部しか復旧できない場合があります。

※ 一部のデータ(ダウンロードデータ、おサイフケータイのICデータなど)は本サービスの対象外となります。

### 4. 携帯電話機購入時の特別割引の実施

携帯電話機の購入時、最大10,500円の特別割引を行います。2011年4月11日(月曜)まで、災害救助法適用地域のドコモショップにて対応します。

### 5. 一部手数料の無料化など

FOMAカードの再発行手数料の無料化などを行います。FOMAカードの再発行については、2011年4月11日(月曜)まで、災害救助法適用地域のドコモショップにて対応します。

以上の支援措置は、災害救助法の適用地域における以下の地域(岩手県・宮城県・福島県・青森県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県・新潟県の一部地域)を、ご契約住所または請求書送付先とされているお客様を対象とします。

### 6. 携帯電話がご利用できない地域などへの支援

災害対策にあたる関係機関に対して、衛星携帯電話、携帯電話などの貸し出しを順次実施してまいりました。また、避難所などに対して、衛星携帯電話、携帯電話、充電用のマルチチャージャー(他社携帯電話を含む最大18台を同時に充電可能な充電器)およびソーラーパネル充電器を順次配備しております。

また、被災地に対して、携帯電話が使えない地域を一部エリア化する移動基地局車、停電中の基地局などへ電力を供給する移動電源車や可搬型発電機を順次配備しております。

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行います。

ドコモ社員ならびにスタッフ一同は、一刻も早い通信設備等の復旧に努め、被災地の皆様の通信の確保に努めています。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。



## 東北地方太平洋沖地震に伴う通信料金等の取扱いについて

No. 2011-076

KDDI株式会社  
沖縄セルラー電話株式会社

2011年3月12日

このたびの東北地方太平洋沖地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

KDDI、沖縄セルラーは、このたびの震災に伴い、災害救助法が適用された地域におけるお客さまに、以下のとおり支援措置を実施します。

### ●1. 通信料金等の支援措置

#### (1) メタルプラス電話・auひかり (au one net)・ケーブルプラス電話などの基本料金等の 取扱い

被災されたお客さまが、ご自宅から避難される等のご事情により、メタルプラス電話、auひかり (au one net)、ケーブルプラス電話、au one net ADSL等の固定通信サービスを全くご利用できなかった場合には、お客さまからのご申告により、その期間 (注1) の月額基本料、付加サービス利用料を減額します。

注1) 電話等がご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に減額日数を計算します。なお、減額する期間は2011年3月から4月ご利用分のうち、実際に避難をされていた期間かつ災害救助法の適用期間とさせて頂きます。

#### (2) ご利用料金の支払期限の延長

被災されたお客さまが、auの携帯電話サービスまたは固定通信サービス(請求書を窓口でお支払いいただいている場合に限ります)(注2、注3)をご契約の場合、2011年3月ご請求分(2011年2月ご利用分)の請求書の支払期限を請求書記載の日付より一ヶ月延期します。

注2) 口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落しとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

注3) ケーブルプラス電話は除きます。

#### (3) 対象のお客さま

請求書送付先が2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用地域のお客さま

### ●2. 携帯電話修理費用の軽減

上記のお客さまに対して2011年3月12日(土)から2011年4月30日(土)の期間、適用地域内のauショップ・PiPitにて、震災により破損・故障した携帯電話機の修理費用を一部軽減します。

### ●3. 携帯電話の貸出等

災害対策関係機関へ携帯電話および充電用アダプターをそれぞれ250台貸出します。

今後も要請があれば携帯電話等の貸出しができるよう準備します。

また、停電地域および避難所等での充電用として、ポータブル充電器1,000個、充電用アダプターを1,000個準備します。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

〈お客さまからのお問い合わせ先〉

au携帯電話に関するお問い合わせ先

(受付時間 9:00~20:00 年中無休/通話料無料)

au携帯電話から: 局番なし157

au以外の携帯電話、一般電話から: 0077-7-111

KDDI固定通信サービス(注4)に関するお問い合わせ先

(受付時間 9:00~20:00 年中無休/通話料無料)

携帯電話、PHS、一般電話から: 0077-777

注4) メタルプラス電話、auひかり電話サービス、au one net ADSL等

※ ニュースリリースに記載された情報は、発表日現在のものです。

商品・サービスの料金、サービス内容・仕様、お問い合わせ先などの情報は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

 Twitter  はてなブックマーク  delicious  Facebook  GREE

# Softbank (Y7H1P-7)

## 東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震に伴う ご利用料金等の取扱いと携帯電話の貸し出しについて

2011年3月13日  
ソフトバンクモバイル株式会社

このたびの東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ソフトバンクモバイル株式会社は、このたびの東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により、被災・避難されたお客さまがご利用されているサービスについて、以下の施策を実施いたします。

### 1. 実施施策

#### (1)ご利用料金支払い期限の延長

被災された対象地域のお客さまが、請求書に応じて利用料金を窓口でお支払いいただいている場合、2月および3月分のご利用分のお支払いについては、支払期限を請求書記載の日付から1ヶ月延長します。

#### (2)携帯電話機の破損や紛失に関する携帯電話機交換費用または修理費用の一部減免 ※2

このたびの災害において、全損、水漏れ、紛失によりソフトバンク携帯電話機が使用不能になったお客さまが携帯電話機の交換または修理を希望される場合の費用を一部減免します。岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在する「ソフトバンクショップ」、青森県、長野県、新潟県、栃木県、千葉県の災害救助法適用地域内に所在する「ソフトバンクショップ」※1にて、受付予定です。

#### (3)携帯電話の貸し出し

災害復興を行う市区町村の災害対策本部などの公的機関やNPO法人などの団体からの要請により、携帯電話や充電器などの無償貸し出しを行います。1万台以上のワンセグや防水機能を搭載した機種などを準備しております。

### 2. 対象となるお客さま ※3、※4

契約者住所または請求書送付先住所が、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在するお客さまおよび、青森県、長野県、新潟県、栃木県、千葉県の災害救助法適用地域内に所在するお客さま

### 3. お客さまからのお問い合わせ窓口

#### お客さまセンター

ソフトバンク携帯電話から	157
フリーコール	0800-919-0157(無料)

[注]

※1 被災している「ソフトバンクショップ」もあるため、復旧した店舗より順次受付を開始する予定です。

※2 2011年3月14日 一部減免する対象に修理費用を追加しました。

※3 2011年3月14日 対象となるお客さまを追加しました。契約者住所または請求書送付先住所が岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在するお客さまおよび、青森県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域内に所在するお客さまを対象とします。

※4 2011年3月15日 対象となるお客さまに、契約者住所または請求書送付先住所が、栃木県、千葉県の災害救助法適用地域内に所在するお客さまを追加しました。